

鎌ヶ谷市建設工事等競争入札参加資格審査基準

(目的)

第1条 この基準は、鎌ヶ谷市の発注する工事（道路清掃作業、河川又は道路の維持に関する作業、測量、建設コンサルタント、建設資材等を含む。以下「工事等」という。）に関し、一般競争（指名競争）入札及び随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に必要な資格の審査について法令、その他に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(資格審査申請書等)

第2条 市長は、工事等の請負を希望する者に対し、別に定める時期、方法等により一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（以下「資格審査申請書」という。）に別に定める審査に必要と認める書類を添付させ提出させるものとする。

2 前項に定める期日後においても、市長が特に必要と認めた場合においては、これを提出させることができる。

(資格審査の区分)

第3条 資格審査は、予備審査及び総合点数審査に区分して行う。ただし、工事以外のものについては予備審査のみとする。

(予備審査)

第4条 予備審査は、第2条の規定により資格審査申請書を提出した者について参加資格の適格性を審査する。

2 次の各号に掲げる者（道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみにつき競争入札等に参加する者及び民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人（以下「清掃作業参加者等」という。）については、第1号から第4号まで及び第8号に掲げる者）は、不適格者として競争入札に参加させないものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項に該当する者

- (2) 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過しない者
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (4) 資格審査申請書若しくは、添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- (5) 建設業にあつては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による許可を受けていない者
- (6) 測量業にあつては、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条の規定による許可を受けていない者
- (7) 建設設計業（建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 3 条又は第 3 条の 2 の規定により 1 級建築士及び 2 級建築士以外の者の行うことのできる設計又は工事管理を除く。）にあつては、同法 23 条第 1 項の規定による登録を受けていない者
- (8) 共同企業体で、その構成員に第 1 号から第 5 号まで（清掃作業参加者等については第 1 号から第 4 号まで）に該当する者を含むもの
(総合点数審査)

第 5 条 総合点数審査は、次の第 1 号に掲げる客観点数に第 2 号に掲げる主観点数を加えて算定する点数により行うものとする。

- (1) 客観点数 建設業法第 27 条の 23 に規定する経営に関する事項の審査の例により算定した点数
- (2) 主観点数 主観点数は次の (ア) から (エ) までに掲げる点数により算定するものとする。
 - (ア) 別に定める審査基準日の属する年の前 1 年に完成した工事の鎌ヶ谷市工事検査要領（平成 6 年鎌ヶ谷市訓令第 18 号）第 13 条の工事成績評定表による希望業種別ごとの総評点（完成した工事が 2 以上あるときは、その平均値（その値に小数部分があるときは、これを切り捨てた値）とし、以下「評点」という。）が 90 点以上の場合は 100 点、80 点以上 90 点未満の場合は 70 点、70 点以上 80 点未満の場合は 30 点、65 点以上 70 点未満の場合

合は0点、60点以上65点未満の場合はマイナス30点、60点未満の場合はマイナス70点とする。

(イ) 主たる営業所の所在地が鎌ヶ谷市内に有する業者に対しては10点とする。

(ウ) 前年度に指名停止を受けた月数（1か月未満の場合は1か月とする。）にマイナス10を乗じて得た点数。

(エ) 審査基準日の属する年の前1年に完成した工事の成績評定を行っていないとき又は完成した工事がなくときは、0点とする。

(有資格者の等級別格付)

第6条 有資格者の等級別格付は、前条の規定により、算定した総合点数に基づき別表により行うものとする。

(有資格者の名簿)

第7条 前条の規定により等級の格付を決定したときは、建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）を作成する。

2 有資格者名簿の有効期間は、次の有資格者名簿が作成されるまでの期間とする。

(変更等の届出)

第8条 第2条の規定により資格審査申請書を提出した後において、競争入札等参加の辞退、及び資格審査申請書類に記入した事項について変更があった場合は、直ちにその旨を届出させるものとする。

(入札参加資格の承継)

第9条 有資格者から当該営業の一切を承継した者又は有資格者の死亡により当該営業の一切を相続した者で競争入札等に参加しようとする者（以下「承継人」という。）は、入札参加資格承継審査申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該営業の一切を承継したことを証する書類

(2) 承継人の当該営業に係る許可（登録）証明書

2 前項の定めによる申請があったときは、当該申請の内容について審査し適当と認められるときは、有資格者名簿に登載する。

(入札参加資格の抹消)

第10条 市長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を有資格者名簿から抹消することができる。

- (1) 第4条第2項の各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 資格審査申請書及び添付書類等に故意に虚偽の事項を記載したとき。
- (3) 申請に係る営業を廃止し、又は長期間にわたり休止したとき。
- (4) 金銭的信用を著しく欠くと認められたとき。

附 則

この訓令は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則 (平成元年6月13日訓令第7号)

この訓令は、平成元年6月13日から施行する。

附 則 (平成2年2月27日訓令第1号)

この訓令は、令達の日から施行し改正後の鎌ヶ谷市建設工事等競争入札参加資格審査基準は、平成2年2月23日から適用する。

附 則 (平成5年2月10日訓令第3号)

この訓令は、平成5年6月1日から施行する。

附 則 (平成7年4月11日訓令第10号)

この訓令は、平成7年6月1日から施行する。

附 則 (平成13年5月8日訓令第6号) 抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 (平成15年7月18日訓令第24号)

(施行期日)

この訓令は、平成15年8月1日から施行し、平成15年4月1日以降の契約工事から適用する。

別表（第6条関係）

有資格者の等級別格付

（一式工事）

	土木一式工事	建築一式工事
A	800 点以上	700 点以上
B	700 点以上 800 点未満	600 点以上 700 点未満
C	500 点以上 700 点未満	500 点以上 600 点未満
D	500 点未満	500 点未満

（専門工事）

	塗装・造園・その他工事
A	800 点以上
B	600 点以上 800 点未満
C	600 点未満

別 記